

平成19年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成19年3月22日（木曜日）

午後 1時30分開議

午後 4時02分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

議案第 3号 平成19年度土別市一般会計予算

議案第 4号 平成19年度土別市診療施設特別会計予算

議案第 5号 平成19年度土別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 6号 平成19年度土別市老人保健特別会計予算

議案第 7号 平成19年度土別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成19年度土別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成19年度土別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成19年度土別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成19年度土別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成19年度土別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成19年度土別市工業用水事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度土別市水道事業会計予算

議案第15号 平成19年度市立土別総合病院事業会計予算

議案第16号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

閉議宣告

出席委員（21名）

委員 山居 忠 彰 君

副委員長 伊藤 隆 雄 君

委員 井上 久 嗣 君

委員 丹 正 臣 君

委員 粥川 章 君

委員 小池 浩 美 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 平野 洋 一 君

委員 足利 光 治 君

委員長 遠山 昭 二 君

委員 岡崎 治 夫 君

委員 谷口 隆 徳 君

委員 山田道行君  
委員 齊藤昇君  
委員 牧野勇司君  
委員 中村稔君  
委員 岡田久俊君

委員 田宮正秋君  
委員 池田亨君  
委員 菅原清一郎君  
委員 神田壽昭君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君  
議会事務局  
総務課主幹 近藤康弘君  
議会事務局  
総務課主事 岩端聖子君

議会事務局  
総務課長 藤田功君  
議会事務局  
総務課主査 浅利知充君

(午後 1時30分開議)

委員長(遠山昭二君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(遠山昭二君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(遠山昭二君) それでは、20日に引き続き予算審査を行います。

これより各会計予算及び関連議案の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。初めに、関連議案を審査し、一般会計については、第1条歳入歳出予算のうち、歳出を款ごとに審査し、歳入について一括して審査いたします。

次に、第2条から第4条までを一括して審査し、特別会計及び事業会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、議案第16号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について御質疑ございま  
せんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 平成19年度土別市一般会計予算の審査に入ります。

第1条、歳入歳出予算について御審議願います。

初めに、歳出から審査をいたします。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。

井上委員。

委員（井上久嗣君） 総務費の総務管理費の中の市民協働まちづくり推進事業について御質問さ  
せていただきます。

市民団体等が自主的に企画実施する公益的活動に支援し、市民協働のまちづくり意識を図る  
ということで、非常に市長の肝入りの有意義な予算措置をまた今年もとられているというこ  
だと思いますが、まず参考までに現在までの実績を教えてくださいたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） 市民協働のまちづくり推進事業についてのお尋ねでございます。

今、件数とか実績というお話ですけれども、この事業が始まったのが16年ということで、16  
年度は4件、それから17年度が2件、18年度が現在のところ1件という状況になってございま  
す。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） さきに触れましたとおり非常にいい事業なんですけれども、ちょっとまだ  
市民の周知がいまいち足りないような気がいたしますので、ぜひ周知、PRをもう少し徹底し

ていただいて、この事業費が有効に活用されるようにと思いたしますがいかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） 広報の関係のお話ということになるかと思いたすけれども、毎年4月の広報紙でこの事業のPRをさせていただきます。また、実績の内容ですとか、活用事例の紹介ということで、地元紙等においてもPRをさせていただきますところ。最近、自治会等で市の方に御要望が上がったときに、この事業のPRもさせていただきますけれども、今の井上委員がおっしゃるとおり、なかなか周知されていないというのがある意味実態かなというふうに思っています。

今後におきましては、活用していただいた団体からも、大変いい制度なので、今のところ新規の事業ということに限ってありますので、できれば継続した事業にも使えるような制度にもならないかとかそういったような要望もいただいています。

今後、広報紙でPRしていくということはもちろんなんですが、ホームページ等においてもPRをさせていただきたいと思っていますし、市の方の助成の制度、このまちづくり推進事業のほかにもマイプラン・マイスタディ事業ですとか、人材育成の事業ですとかそういう助成制度がありますので、そういったものも一つにまとめた形の、ホームページ上で何かそういうことができないかどうかというあたりも少し検討していきたいというふうに思っています。

また、先ほどちょっと申し上げましたように、継続した事業にも使えるような工夫といったような点でも検討していきたいなというふうには思っています。

以上です。

委員長（遠山昭二君） そのほかにも総務費について御質疑ございませんか。

斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 合併区の特例区についてお尋ねをしたいと思いたす。

特例区協議会が何回開かれて、そしてどういう論議がなされてきたのか、そしてその論議の主なものはどんなものがあるのか。それと同時に、合併区特例協議会の会議録はきちんと精査されているのかどうか、まずこの点からお伺いしたいと思いたす。

委員長（遠山昭二君） 川越地域振興課長。

地域振興課長（川越一男君） 私の方からお答えしたいと思いたす。

合併特例区につきましては、平成18年度におきましては、今まで4回開催をいたしてあります。中身につきましては、規約、規則等の改正、それから予算の同意等について開催をいたしたところでございます。それから、議事録の関係でございますけれども、議事録につきましても毎回調製をしているところでございます。

やはり予算にかかりましては、当然これからの事業の内容等について慎重な審議がされてございます。そのほか、これからのまちづくり等についても数々の意見が出ているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それでちょっとお聞きしたいんだけど、合併区特例協議会があると、合併特例区には区長がいっぱいいますよね。これは助役が兼務しているんだけど、この合併特例区の区長の位置づけと具体的な仕事はどんな仕事なのか、この点を聞かせてください。

委員長（遠山昭二君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

合併特例区区長の選任の関係がまず一つございましたが、この合併特例区の区長につきましては、合併特例法第33条第1項の規定に基づきまして、合併市町村の長が選任をすることといたしております。その任期につきましては、2年以内において規約に定める期間ということで、本市におきましては、特例区長につきましては2年ということでございます。さらに、合併特例区の区長は、合併市町村の助役と兼ねることができるという法規定に基づきまして、この場合の長の職は特別職となるというようなことでございます。

こうしたことから、本市の場合の合併特例区につきましては、さきの合併協議会におきまして朝日町合併特例区規約を定めて、特例区長に総合支所担当助役を充てるということになったところでございます。

そこで、特例区区長の権限でございますが、いわゆる特例区規約に基づいた事務事業がございますが、こうしたものを総理をするという役割分担を担っているところでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると交付金事業があって、これも合併特例区の交付事業なんだけれども、8,200万ほどの、この事業ですね、この事業について特例区長は責任を持っていると。そのほかの事業については、助役だから当然責任を負うんだけど、特例区長と例えば総合支所長というのがございますよね。そうすると総合支所長は、この特例区の8,200万については知ってはいるけれども、これらについては口出しをしたりなんかすることはできないと、こういう関係になるのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 川越課長。

地域振興課長（川越一男君） 支所長の関係でございますけれども、支所長以下職員、市の職員と兼ねまして合併特例区の職員も兼務いたしておりますので、そのような形にはならないと、両方について責任を持つというような立場になるかと思えます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、助役という立場では全体に責任があるんだけど、特例区長というふうになりますと、特例区の事業以外は特例区の区長としてはあそこだ言うということではできないんだということではないのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 川越課長。

地域振興課長（川越一男君） 特例区の区長という立場、それから助役という立場でございますけれども、やはりそれはその立場、立場においてということになるかと思えます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、特例区の区長は特例区の仕事と同時に、いわば総合支所長を初めとする職員これらを全体的に指導していくし、そういう朝日担当と、こう言われているんだけど、朝日に対しては全責任を負っているというふうに当然なると思うんだけど、それでいいということですか。

委員長（遠山昭二君） 川越課長。

地域振興課長（川越一男君） そのとおりだろうというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そこで、全国で合併した市町村が随分あるんだけど、この合併した市町村で合併特例区を設けているというのはどのぐらいの市があるんでしょう。

委員長（遠山昭二君） 川越課長。

地域振興課長（川越一男君） ちょっと今、最近の情報はつかんでおりませんが、ついこの間までは全国でこの土別市を含めまして6カ所というふうに聞いております。うち、北海道がこの土別市、名寄市、それから瀬棚町の3カ所、それ以外の3カ所につきましては道外の市町村ということになってございます。

（発言する者あり）

地域振興課長（川越一男君） 全国でこの6カ所がこの合併特例区。全国でちょっとはっきりした数字はここに資料持ってきておりませんが、3,000を超える市町村が今大体1,800程度というふうに言われておりますので、大体1,300近い市町村が合併したものというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは合併協議会のときにも随分と議論もされたところだけでも、私はそれほど合併特例区というのは必要あるという立場ではありませんでした。しかし、朝日の人たちがやはり合併特例区というのは必要なんだということで、それができなければなかなか合併の議論も進んでいかないというそんな局面もございました。したがって、それらができるならできていいでしょうという立場で臨んできたんだけど、でき上がったやつを見ても、前にも述べたことがございますけれども、この合併特例区がこの事業が、もし特例区がなかったとしたら、市長、これらというのは特例区がなくてもこういう事業は当然やっていたらいい事業だろうと、こう私は当然思っているんだけど、この点はいかがですか。

委員長（遠山昭二君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 合併特例区という形を設置するという点につきましては、合併協議会の中でいろいろ議論をして、最終的に特例区を設けて、その事務の一部につきましては、ここに記載のとおり事業ということでございます。全体的に、合併協議の中でいろいろな事務事業の見直し、統廃合等々があったわけでありまして、それぞれ旧土別市、朝日町でやった

事業については、お互いにそれぞれの事業については尊重をして、今後も継続していくもの、そして一定は統廃合をして見直すものという形で区分をして、整理をして今日に至っているわけでありまして、今回の合併特例区の事務事業そのものについては、ここに記載のとおり、事業が計画されて、今日まで1年実施をされてきたわけでありまして、そのことが、これが、あるなしでこのことをひとつやめてしまうというようなものではなくて、やはりいろいろな歴史、それぞれの町の歴史があつていろいろな事業を実施してきた。それは尊重しながら、今後もそういうものを継続していくという考え方には変わらない。ただ、事業を実施するに当たってどういう主体でやるかということの段階で、特例区の事業として実施をするという経過になったということでございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えばですよ、この合併特例区の事業がございますよね。これは別に特例区の事業でなくてもいいではないかというふうになったときには、変更する場合にはどんな変更の仕方があるんですか。

委員長（遠山昭二君） 川越課長。

地域振興課長（川越一男君） 合併特例区の規約で定められております事業につきましては、議会の議決を経て、それから規約の変更でございますけれども、変更しなければならない場合については、議会の議決を経て、知事の認可が必要ということになってくると思います。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは先ほど答弁もあつたけれども、1,200～1,300の自治体の合併、1,800になったわけだから、そのぐらいの合併のうち6カ所で、北海道は4カ所だと。だから、そういうものを見ても、それから現実の問題として合併特例区があるかないかで、何か朝日の振興が決まるようなそんなものではないということがわかっていただくと私は思うんです。だから、結局は屋上屋をつくって、特例区の区長と総合支所長との関係はどうなんだとか、特例区長というのはどんな仕事をしていらっしゃるんですかとかというふうになるわけですね。

私は、その朝日担当の助役なんですと、だから朝日で勤務していて、こっちに何かあるときに出てくるというふうになっているけれども、私はこういう体制をずっと続けるのかということなんです。

今度この4月からは、助役は副市長という立場になるわけですね。そこで、自治法の改正で副市長を置くというふうになったんだけど、その前の、いわば自治法の改正以前の助役を置いていたときの、今度は副市長と名前を変えて、議会の議決を経て任命するわけだけでも、そういうふうになつてきた自治法との間にどういう違いがあるというふうに踏まえていらっしゃるのか、この点お聞かせいただきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

委員御案内のとおり、地方自治法の一部改正が平成18年6月に行われまして、この改正に伴



いまして、市の助役にかえて市に副市長に置いて、その定数は条例で定めると。さらには、改正後の地方自治法の規定に従いまして、現行の助役の名称を副市長に改めるということでされたわけでございます。

これらにつきましては、さきに条例の改正等がございまして、本年4月1日から施行されるものでございますが、その場合の副市長の職務に関するお尋ねでございますけれども、市長の補佐、それから職員の担任する事務の監督、市長の職務代理という現行の助役の職務に加えまして、市長の命を受けて政策及び企画をつかさどると。さらには、市長の権限に属する事務の一部についてその委任を受け、その事務を執行するということが改正地方自治法において追加をされたわけでございます。したがって、これらの現行の助役という概念から比べまして、副市長の権限が自治法上はより強化されたというふうにご考えてございます。

この権限の強化に関する事項について、該当する事務の執行につきましては、市長の委任が前提とされておりまして、この委任の要否につきましては、市長の任意の判断にゆだねられているということでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 当然、2人の助役を初め、市長は今答弁があったようなこれらの強化されたことは重々胸に入っていることと思うんだけど、私はこういう立場から2名制の助役、ここをもっとやはり強化していく必要があるんでないかと。特に、今答弁あったように、新たに加えられたのは、普通地方公共団体の長の命を受けて政策及び企画をつかさどると。今までやってきたよと言ってやってきたでしょうけれども、しかしこのことが新たに加えられたということ。さらに、長の権限に属する事務の一部について委任を受けて、その事務を執行すること。だから、市長は委任しなければだめなんだということもありましたけれども、この委任を受けて事務を執行するというふうになる場合には、市長は直ちにその旨を告示しなければならぬと、こういうふうになっているわけですね。

この3、4の新たにつけ加えられたものに対して、皆さん方は土別市として具体的にどういうふうにやっていけばいいのか。それから、市長がその事務を執行することが新たに加わったときは直ちにその旨を告示しなければならないというそういう事務というのはどんなものがあるのか、この際お聞かせいただきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

副市長に事務を委任する場合の手続は、委員御案内のとおりでございます。住民に委任関係が明らかになるように、個々具体的に告示を行うことが適当とされているわけでございます。その場合の告示の内容につきましては、副市長が委任を受けて、その事務を執行する旨の中身、さらには委任を受けた副市長の氏名、さらには委任を受けた事務の範囲ということが告示行為の中の主な内容として挙げられようかと思いますが、本市の場合には、本庁担当助役並びに総

合支所担当助役として条例の中に入たい込みまして、その事務分担を定めて、住民にその区分を明確にさせていただいたところでございますので、従前の本来的役割の一つとして位置づけるということが適当と考えたということで、そういう判断に立ちまして、特段の規定を設けていないという状況でございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 私は、そのそれぞれの担当助役というか、4月から副市長だけれども、決めてあるだけれども、私はやはり本庁から勤務して、朝日には総合支所長を初めとする職員がいるわけだから、やはり本庁に席を置いて政策あるいは企画、こういうものも積極的につかさどっていくこと、あるいは長の権限に属する事務の一部の委任を受けて、より一層の責任を持って、責任をしていただくこと、こういうことを考えてやっていく必要があるのではないか、こう思うだけれども、これは担当ではなくて責任ある答弁をまず求めておきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、齊藤委員から今回副市長という形に変わるということ、それで今まず前段助役2人制にした背景ということについて、若干お話しさせていただきますと、合併協議会のときは私当時は総務部長という立場で、事務局長も合併協議会の事務局長という形で担当いたしていたわけでありまして。

その中で、朝日総合支所、さらには本庁にそれぞれ助役を置くと、助役2人制をしくんだということが前提として合併協議の中で進められたわけでございます。そういった2人制をしく、朝日総合支所に助役を担当という形で置くという、本庁にも置くという形になりましたのは、やはり合併するに当たって、例えば2つの自治体が合併するわけでありまして、それぞれその以前には首長がいて、助役がいたというふうな組織体制になっていたものが一つになるわけでありまして。そういったときに、合併する状況の中で、それぞれの地域が少し寂しくなるとか、そういうような形は避けるという意味合いからしても、やはり責任のある立場の者をそれぞれの旧自治体に置くことが望ましいという判断のもとで、そういう組織形態を構築して合併協議でそういう形になってきたという背景もございまして、まずはそういったものはやはり一定は尊重していく必要があるのではないか。

ただ、今委員の方から話のありました、今後そういう形で職務というものについての権限等々について一定変わるわけですから、今後どうしていくかということについては、十分検討する必要があると思いますけれども、まだ合併して1年6カ月ちょっとという経過からいたしますと、それぞれの、こういう形で言うとちょっとおかしいかもしれませんが、朝日の地区の住民の皆様方からすれば、やはりそういう組織形態をとることによって、町の組織が従前と変わらないでやっていけるんだということになって、かなり大きな精神的な支えであるんだろうというふうに考えておりますので、その辺のことを十分勘案していく必要があるのではないか

というふうに感じております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私は、行政を後退させるというような意味で言っているわけじゃないですよ。やはり助役が2人になり、そして市長とこの二役、ここがより一層強力なリーダーシップを発揮して、そして朝日、土別市の振興のために力を尽くしていく。率直に申し上げるけれども、見えないと、朝日の助役はどういう仕事をしていらっしゃるのか。だから、私はその特例区長って何だと。総合支所長の方が見えるわけですよ、だから、私は能力のある助役をそういうふうにして置いておくのはもったいないということですよ。やはり絶えずいろいろな課題を、前には政策会議というのがございましたよね、次長連中で持つ。それやはり課題を持って、それらをどうしていくかということで、それなりに議論もいろいろな批判もあったけれども、議論もしてきたと。だから、本来的に言えば、そういうところに専任の助役が当たっていくとかいうものをやはりつくり上げて、執行体制はより強力なものにしていろいろな意味で知恵も力も発揮していただく、そういう市政運営をしていただくために申し上げているんで、何か朝日を寂れさせるとか、いなかったら寂しいとか、そういう次元の問題で物を言っているんでないということはわかっていただきたいと思うし、やはり最高責任者の市長としてもそういう2人の有能な助役がそろっているわけだから、より一層力を発揮する執行体制をつくり上げていただきたいと、こう思うんですけどもいかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君） 斉藤 昇委員からいろいろな地方自治法改正に伴って、これから新しい執行体制についての期待が、この条文の中にあるんだということを強く御指摘になられたわけがあります。

私も、平成17年9月1日に土別市と旧朝日町それぞれが合併をいたしまして、新市としてのまちづくりがそこから始まったわけでありましたが、朝日の皆さんは、合併協議を通しても助役をぜひ置いてほしいんだというふうな中で、2人体制がとられてきたと。それで、今日まで1年半を経過したわけでありましたが、やはりそれぞれのスタッフがそれぞれの立場で今日まで頑張っていただけて、私も「融合」という言葉をしょっちゅう使っておりますけれども、一体感づくりに大変な、双方の助役が今まで頑張ってきたと。そこに今日の静かな船出の結果で、今日の新土別市があるんだと、私は日ごろ感謝をしているわけがあります。

ただ、4月から「副市長」という言葉というのは、今までの「助役」という言葉とは相当重みが違うなという感じを私もしておりますし、それだけに今自治法の167条に書いてあります中身につきましても、長が改めて副市長に対して事務を執行することを委任することができる。委任という言葉は、これ大変重い言葉であって、要するに市長の権限として責任を持ってやってきたというふうなものについて、AからBに副市長に委任をするということは、全面的に私は権限をゆだねると、しかしその責任もしっかり持ってやってもらいたいというふうな一身専属的な分野に私は変わっていくんだということになれば、これはいよいよ両副市長に

はそれなりの重さをしっかりと受けとめて、これからの市政の進展のために一生懸命頑張ってもらいたい、そんなふうに思っております。

私は、今はそのために具体的にどうしようという考え的なものは持っておりませんが、今齊藤委員が御指摘のように、すばらしい個性を持ったそれぞれの2人の副市長になっていただけのものと。今特にこれからはトップセールスの時代と、それから表に出る行政でなければならないと。そうなった場合に、単に私は内部の内務管理的な副市長であっては困ると。市長もそれの上にも立ってもっとさらに表へ出て、この大きな懸案事項に対してチャレンジする、そういう市長でなければならないし副市長でなければならない、そう思っておりますので、その方向で十分これから我々も検討して、こういった皆さんの期待にこたえていくような努力をしていきたい、そのように思っております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、誘致企業の問題で伺いたいと思うんです。

士別市でも数少ない誘致企業の中半産業が士別から撤退するというのが新聞でも報道されて、市民の皆さん方の中にも非常に残念だと。私も、この前半産業の誘致に携わってきた議員としても、今までよく頑張ってくれたなということと同時に、やはり残念だなという気持ちを禁じ得ないわけでございます。

そこで、これまでの前半産業に対する市の助成でありますとか誘致の経過、そして今回の引き揚げに至った経緯などについて、この際この委員会の場合からも市民の皆さんに訴えるつもりで、私は答弁をいただきたいと思うんです。

そして、ここに働いている人々、27名の正職と17名の臨時・パートと、こう言われておりますけれども、こういう人たちの今後の仕事の場確保のためにも、安定所任せというのではなくて、市もやはり積極的に雇用の場の確保のために力を入れていただきたいと。そのために市としてどんな方策を持って進んでいっていただけるのか、こんなことも含めて、ぜひこの場で明らかにしていただきたいと思うんです。

というのは、市民の皆さん方の中からも、北海道新聞がいち早く出す、すぐ道北日報が出るということで、しかし、議会の場ではそういう議論がないんですかと。ただ、その点ではいち早く代表者会議に報告もされたし、ただその代表者会議に報告をされたということは、市民の方たちは知らないわけでございますし、やはり市のこういう本委員会中で明らかにしていただくことが市民にもその方向も見えるし、安心もしていただけることではないのかと思うもんだから、あえてこの問題を質問することにしたのでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） 前半産業にかかわりましての質問にお答えをしたいと思います。

ちょっと質問の項目が前後するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

3月9日の日に、前半産業の中島社長が市長、それから助役のところにお見えになりまして、

今回に至る経過のお話がありました。社長のお話の中では、今回縫製産業と申しますか、衣料品のメーカーをめぐる状況というのが、アジア、特に中国、ベトナム、こうしたところの労働力を活用しているということで、大変安価な製品が国内市場に出回っていて、衣料メーカーをめぐる状況というのは大変厳しい。特に中半産業においては本社を含めまして秋田と士別に工場を有しているわけでありましてけれども、特に士別の工場については平成3年に操業して以来、ずっと赤字の状況が続いていて、特にこの近年その傾向が強くなっているということで、この厳しい状況の中であって、中半産業の社長として従業員に対してきちんとした対応をとれるうちにある一定の決断をしなければならないというようなお話がありました。

その結果、もう既に受注している仕事等もありますので、4月いっぱい操業して5月一ヶ月、一定の整理期間を置いて、5月で閉鎖をするという社長自身の苦渋の決断というお話でしたけれども、そういうお話がございました。

それから、市の方からの支援ということのお話もありましたけれども、立地した当初、事業所の設置補助金ということで、市からは3,000万円、それから建設用地の取得の補助ということで8,600万円、それから雇用奨励の補助金ということで410万円、合計で1億2,010万円の市からの支援という形をとらせていただいております。

従業員の方々のことでもありましたけれども、今まで16年間にわたって市内で雇用の場という形で中半産業さんは大変貢献をしていただいたということもありますので、まずこの雇用の場がなくなるということが、市にとっては大きな影響かなというふうに思っております。また、27名の正社員の方々、それから17名のパートの方々、これからこの方々の雇用の関係の対応をどうするかといったことが当面する市の課題だというふうに認識しているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 中半産業の建物は築後15年というふうに伺っておりますけれども、平屋建てでありますし、建物なんかはまだ使えるというのではないかというふうにお聞きもしております。跡地の利用や、こういう建物の問題なんかは今後どんなふうに進展していくんでしょうか。そこら辺はどうでしょう。

委員長（遠山昭二君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、室長の方からおよその概要、経過については御説明させていただきました。

それで、建物、土地、御存じのとおり、土地についてはもとの病院の跡地で市の所有であったものを、土地の購入にかかわっての評価、およそ1億という評価の土地について8,600万の助成をして、実質的には1,500万で取得していただいたという経過でございます。

そういった中で、今一番心配していますのは、働いている方の後をどうするかということでございまして、今ハローワークと経済部の方で再就職にかかわる相談会について、後ほどちょっと経済部の方から説明させますけれども、積極的にこれから対応していこうという考え方で

今やっております。

それと、跡地の問題ですけれども、当然、経営上かなり厳しい経営になっていたという状況からいたしますと、中半の社長さんの話によりますと、中半では土別工場を当時3億かけて建設していますし、この資産価値というのは中半産業で一番大きな資産価値を持った財産であると。できれば早い時期にそういうものを有効活用してもらえる方法があるとすれば、一番喜ばしいことということで、そういう面ではもしそういうような活用のする方があるとすれば、ぜひ御紹介をいただきたいというお話も伺っておりますので、仮にそういうような状況が発生したときにはこちらの方からも積極的に紹介をして、早く建物を活用できる道を探っていきたい。そういう面では、十分我々も協力していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 離職者の方々の再就職の関係でありますけれども、このお話をお伺いをしてから、直ちにハローワークの方と連絡をとりまして、その後ハローワークの方で今月の15日に中半さんの方に訪問いたしております、その際に雇用保健の手続等のことについて協議をされてきております。

それで、今後の対応でありますけれども、5月末に離職をされるというようなことでありますので、その前に再就職を希望される方々を対象として雇用保険の受給の手続の関係でありますとか、それから再就職に向けての例えば求職の手続、そのほか労働相談について特別的に事前に相談会をハローワークと市と一体となって連携してこの相談会を開催して、離職者の方々の生活でありますとか、その後の雇用の安定化に向けて対応いたしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それはもうぜひ一生懸命やっていただきたいと思うんだけど、中半産業も、先代の社長、今もうお亡くなりになったけれども、先代の社長からもずっと引き継いでやってきて、非常に企業誘致としては特別委員会もつくられて、会社を訪問したり、秋田工場に行ったり、いろいろなところを見てきたわけですね。そういう意味では、中半産業としても土別はやはり思い入れのあった工場かと、二代に続いてやられたわけですから、だと思いません。

今、給与の遅配でありますとかそういうものもなかったやに聞いているし、退職金なんかはどうなるのかという問題もあると思うんですよね。倒産というふうになってしまうと、全部やって退職金の方まで回らないなんていう問題が起きてきたりはしないかというふうなことも考えるんだけど、こういうところなんかも中半としては土別への思い入れと同時に、そういうところなんかの手はずはきちっとしていただけるものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 3月9日に社長さんがおいでになったときに、一番やはり心配しておった

のは、従業員に対する今後の処遇の問題でございました。それで、経営的には大変厳しい状況にあるということは変わりはないわけでありますけれども、この時点では一応5月末で閉鎖をしたいと。その段階については、職員の退職金、給与、それらについては規定どおり処理をしていく中で整理をしたいという考えをお持ちになっているお話を聞いておりますので、そのことについては、多分よほどの事情がない限り履行していただけるのではないかとこのように考えているところでございます。

それと、先ほど若干離職者の話がございましたけれども、幸いにいたしまして、この後、福祉法人がいろいろな形で事業展開を考えているというようなお話がございまして、可能であればそういった形もある意味では仕事、雇用の道として考えていきたいというお話も伺っておりますので、そういったことも含めて今後の対応に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、選挙費、選挙の問題ですけれども、きょうは北海道の知事選挙の告示日になりました。きょうも朝からポスターの掲示板にポスター張りが行われたんですけども、選挙のポスター掲示板がない箇所が、選管からいただいた資料、選管が告示するわけだから、ここにポスターを張ってくださいというふうにして120カ所があるんですけども、しかし、行ってみたら、そこに告示されたところに選挙の掲示板がないというところが4～5カ所あったというふうに聞いているんですけども、これはどこどこになかったものなんですか。それはどうしてなかったんですか、一体その掲示板はどこにいったのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 清水選挙課主幹。

選挙委員会選挙課主幹（清水 修君） お答えします。

ポスター掲示場でありますけれども、今までのポスター掲示場につきましては、26投票所におきまして141カ所というポスター掲示場の設置をしておりました。それで、今度統廃合によりまして、14投票所におきまして120カ所という投票所の場所に変更したわけでありまして、3月12日にポスター掲示場の作成及び管理に関しまして業者に委託契約を行ったところでありまして、そのところに業者が温根別地区に、本来であれば10カ所でポスター掲示場をということでありましたけれども、従前のポスター掲示場の設置の場所にそれぞれポスター掲示場を設置したことから、4カ所多く温根別地区が、その分多く設置されたということであります。

その分につきましては、どこが少なくなったかといいますと西士別学田、それと南士別町清水商店南側、南士別町の南士別集会所前、それと西士別町のバス停前の4カ所がそれぞれなくなりまして、温根別の方にそれぞれ行ったという状況であります。その分、ポスターの張っている方から連絡がありまして、本日12時でその調査を終えまして、ポスターの正規の場所に設置をしたという状況であります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（斉藤 昇君） それは、そうしたら業者が悪いということですか。処分でしょう、業者。温根別に何か随分多く張ってあるから、ポスター足りないけれども、もうあったから張っていくかと張ってきたと。そしたら、勝手にその張ったポスターの掲示板を動かせるんですか。それは、普通の選管の人だからいいか、業者だからいいというもんでなくて、ただ今度は7月には参議院選挙がございますよね。やはりまたそこまで行かなきゃならんのだよ。うちの小池さんなんかは南土別探しまくったんだよ、2カ所。市議員さんですよ。そのためにきょう半日昼前休みもらって委員会を休憩していただいて、なぜこういうことが起きるかということですよ。

やはり業者にだってちゃんと印刷物つくるのは業者でないでしょう、選管がつくるんでしょう。南土別の清水商店の前とどこだかに2カ所あるよというけれども、それが温根別までただ単に走っていくわけないでしょう。だから、業者に責任があるのか、そういうことを120カ所きちっと掲示板が設置されたのか、きちっとした点検を行う義務はやはり選管にあるんでしょう。それあんたらでできないんだったら、私に委託しなさい、点検ぐらいしてあげますから。そう思うし、参議院選挙あるし、これはやはりこういうことは、私も長いことポスター張りの労務やってきたけれども、告示されたところに掲示板がないなんていうのは初めてですよ。だから参議院選挙あるし、こういうことは二度と繰り返さないようにやっていただきたい。

その点は事務局長、それからなぜこんなことが起こって、そしてなぜ点検がされなかったのか。業者が悪いと言ってしまったら、業者に対する、この次はそういう業者は使えないよ。その点は一体どう思うのか、全然反省がない。反省なら猿でもするじゃありませんか、その点、答弁お願いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 吉田選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（吉田博行君） お答えいたします。

この間の開票事務の関係でも、開票事務は正確性を期するのがまず大前提だ、こういった御答弁をさせていただいたわけでございますけれども、選挙事務そのもの全体を通じて、やはり正確性を期すことが、これは極めて大事なことであります。

そうした中で、今回の選挙ポスターの掲示板の発注については選挙管理委員会が行ったわけでございますけれども、発注したからには最終的には選挙管理委員会の方で最終点検を行えば、すべての点検を行えばよかったわけでございますけれども、部分的な点検しかしなかったがためにこういったことが、今までも業者も一定程度なれていたということも、私どもとしてはそういった部分に甘えた面もあった中で、こうした事態を招いたのかと思っております。

そういったことを踏まえたときに、今回報告を受けた後、直ちに委託業者に依頼する中で全箇所改めての点検を行っているわけでございますけれども、この後の選挙、参議院選を控えておりますので、こういったことは二度とないよう十分注意してまいりたいと思いますので、どうかこの点については御了承願いたいと思います。

委員長（遠山昭二君） そのほかに総務費について御質疑ございませんか。



(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑はないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。

神田委員。

委員(神田壽昭君) へき地保育所の今後についてお伺いしたいと思います。

市内には5カ所のへき地保育所があるわけでありますが、定数150に対して75名という予定というふうに聞いております。

以前に、へき地保育所、地域によっては相当園児やあるいは児童の数が減少したりして統合をしなければならないというような議論も実はあったわけでありますが、5つの施設にはそれぞれ運営委員会とかあるわけでありますが、その中でこの統合についての話が出てきているのか、あるいはまた市の方では今の状況をどんなふうにとらえているのかについてお伺いしたいと思います。

委員長(遠山昭二君) 上野児童家庭課長。

児童家庭課長(上野 暉君) お答えをいたしたいと思います。

前後するかもしれませんが、まず土別の出生数で申し上げますと平成11年以前までの出生数については、委員も御存じのとおり約200名を超えてございました。平成12年以降につきましては減少傾向になっておりまして、年別に申し上げますと14年が178人、15年が162人、16年が139人、17年は朝日町の14人を含めまして166人、18年度が朝日町の9人を含めまして170人というふうになっています。

そこで、今お話がありましたように、へき地保育所の5カ所の17年と18年の出生数について申し上げたいと思います。これはあくまでも上土別、多寄、温根別におきましては、戸籍があるということの出生届けを出した人数で申し上げますと、上土別が17年で4人、18年が9人、多寄が17年で8人、18年が8人、温根別が17年1人、18年2人、下土別は17年1人、18年はゼロ人、武徳が17年3人、18年が1人。そういうことで、17年については5つのへき地については17人、それから18年については20人、こういうことになってございます。

それで、今申し上げましたとおり、年間の出生数は横ばいもしくは減少傾向にありまして、特にへき地保育所の地域におきましては、その傾向が顕著でないかというふうに思います。その一つの要因といたしましては、農業の後継者の不足も相まって、そんなに期待ができないのが実態ではないかというふうに予想してございます。

それで、今までのへき地保育所の5カ所の児童数の人数でございますけれども、これも減少傾向にございまして、16年度が85人、17年度が80人、18年度が70人、こういうことになってございます。

それから、19年度、これは4月1日から入所を予定している児童数でございますけれども、上土別が40人の定員に対しまして24人、その中で学童が11人、こういうことになってございます。多寄が定員が40人で児童数が17人、学童が1人ということで予定してございます。それが

ら、温根別が定員20人に対して10人、学童はゼロでございます。それから、今お話があった部分で、一番大変なへき地保育所としては下土別さんが20人で8人と。それで、4月から一応、きのう現在なんですけれども、4人ほど学童が入るという予定になってございます。それから、武徳が定員30名に対しまして13人、学童がゼロというような形で、19年度におきましては合計72人の児童数を見込んでおりまして、その中であって学童が16人と、こういうことでございます。

それで、現状を申し上げますと、数年前からこれらの児童を少しでも確保するために、本来ならば3歳児以上というような一応決め方はしているんですけれども、とりあえず入所を確保しなければならぬということで、3歳未満児も入所をさせて運営している実態でございます。

それから、以前にも議論の中身になったわけなんですけれども、実は平成17年度から国は補助金制度から次世代の育成支援交付金に変更になりました。このいわゆる交付金制度が変更になりまして、従来どおり交付金の対象については、2年間で10人の児童数が確保されれば交付金の対象になると、こういうことございました。そこで、今申し上げましたとおり、学童の話をしていただいたんですけれども、何とか児童数を確保しなければならぬということから、平成14年度に条例を一部改正いたしまして、児童の確保が容易になるように小学1年生から3年生までの学童も入所できるような措置をした経過もございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう毎年のように、特に農村の地域でありますから、園児、そして学童保育も減少傾向続いていくなという感じではありますが、例えばこの3年間を見て、この推移はどんな園児やあるいは児童が入園されるか、ちょっとわかりますかその辺について。

委員長（遠山昭二君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） 今も申し上げましたとおり、出生数がかなり横ばいもしくは減少傾向にございます。ですから、今後3年間におきましても、へき地保育所に伴ういわゆる校下の単位におおむね学校があるわけなんですけれども、やはり相当厳しい実態だというふうな認識を持っています。

委員長（遠山昭二君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう状況わかるんですが、そういう状況の中で、運営審議会とかあるいは市の方はどんなふうこれからとろうというふうにお考えなんですか。

委員長（遠山昭二君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） 一応、そういう児童を確保するために、実は下土別さんで申し上げますと、土別市内から18年度から市街地の児童が1人入所してございます。そんなような形で各運営委員会も努力をしております。

それから、もう一つは、私どもは年に2回ほど園長会議を開催するわけなんですけれども、その中で各運営委員会の方からも児童確保のために小学校のPTA会へ何とか児童に入所していた

だくような形で、いわゆる交付金の対象となる10人をぜひ確保していきたいというようなこと  
でお願いをさせていただきます。

委員長（遠山昭二君） そのほかに民生費について御質疑ございませんか。

齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 社会福祉協議会に対する補助事業の関係だけれども、土別地区4名、朝日  
地区2名、社会福祉協議会の事務局体制強化を目的として職員の人件費について助成するとい  
うことで助成が出ているんだけど、これはどんな基準で出されているんでしょう。特に土  
別地区と朝日地区を比べてみると、非常に朝日地区の方が低いようになってございます。とい  
うのは、給料で言えば土別地区は4名で1,670万、朝日地区は2名で497万6,000円。だから、  
4名にこれを換算したとしても1,000万ですよね。ところが、土別の方は1,670万になる。した  
がって、諸手当も土別の方は790万、端数はありますけれども、朝日の方は168万。これを4名  
の倍にしたとしても330万。だから、もう土別の方は倍化ですよね。厚生費も92万3,000円だけ  
けれども、朝日は、土別は347万5,000円、これも倍以上になっていると、当然なるでしょう。そ  
れから、退職共済掛金なんか土別は226万、朝日は43万ですよ。

だから、このようにこんな大差があるのは一体どんな基準でお出しになっているのか。歴史  
があるといえば歴史があるかもしれないけれども、この点どうお考えになっているんでしょう。

委員長（遠山昭二君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

まず土別の社協にかかわってでございますが、この人件費の算定につきましては、市の給料  
表に準じて算定をされているということでございます。それから、朝日の方につきましては、  
職員につきましては勤務年数が少ないということもございますが、社会福祉協議会の方で定め  
る市の給料表に準じて、それに相応する等級ということでお聞きをしているところであります。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） とすれば、土別の人件費補助の4名というのは、大体何歳なのかというこ  
とと、朝日の2名、これは何歳。だから、それだけ給料少ないんだということだと思っただけ  
けれども、その点ではいかがでしょう。

委員長（遠山昭二君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

土別におきましてはおおよそ50歳、平均するとおおよそ50歳程度です。それから、朝日の職員  
の方につきましては、1名が45歳、それからもう1名が62歳ということでお聞きをしてござい  
ます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、土別の方ら50歳で、朝日の2名については45歳と62歳だと、こう言う  
んだけど、しかし仕事の内容なんかを含めて、仕事というのは相当楽なのか、それか土別  
の方が相当きつくて朝日の方が楽だし、だから給与体系も低いんだと、こういうふう  
に算定さ

れているのか、その点はいかがなんでしょうか。これは、市と朝日との関係で言えば、これだけではなくていろいろなものがあると思うんですね。人件費補助や何かにする、体協の問題でありますとか、そういうのが私はあると思うんだけど、こういう全体のものについても検討する、これから検討する必要があるんじゃないかと、こう思うんだけど、その点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 相山助役。

助役（相山慎二君） まず社協の関係で申し上げますと、土別の社協につきましては、本来市で行っていた業務を全面的に社協に委託をして実施をしてもらうという体制、ヘルパーの問題等歴史があるわけでありまして、そういった体制の中で、社協としてプロパーの職員を雇用しているということになります。それらの業務にかかわってのプロパー職員の採用という形でありますから、本市の職員の給与に準じて、待遇を措置するために助成をしているという形で今日まで来ているわけございまして、そういう意味合いからいきますと、今も朝日のちょっと話が出ましたけれども、そういう六十何歳という方は職員を退職されて、そういう事務局なりの長というような立場の中で活躍なさっている方ではなかろうかという形になりますと、うちの方でも体協なりいろいろな形の団体に人件費の助成をしている経過もございまして、そういった方については一定上限を定めて人件費の助成をしてきているという状況にありますから、そういった違いは今回の社協の問題についてはあるというふうに御理解いただければと思います。

それと、今後のそういった人件費の助成にかかわる問題でございまして、昔からこのことについてはいろいろな議論がございまして、市の方からは上限を定めて、そういう一線を退いた退職者については上限を定めて助成をしていくという形で対応いたしておりますけれども、その考え方については今後も変わりはありませんけれども、今言いましたようにその額が妥当かどうかということについては、職務の内容等々もあろうし、それぞれの団体の考え方も当然出てくるんじゃないかと。ただ、市としては助成する立場という形からいたしますと、その団体の中によっていろいろな差をつけるという形は、やはり好ましいものではないだろうということで、統一をして今日まで来ているということございまして、今委員から話がありましたように、それが本当に妥当なのかどうか、今の状況こういう財政状況等々勘案したときにどうなのかということにつきましては、また今後それぞれの助成団体とも協議をする中で、改めて検討していく課題かなというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、本委員会の中でも、あるいはこれまでの一般質問の中でも随分と論議のあった地域活動支援センターの問題。今度の予算委員会でも随分と取り上げられてきたんだけど、どうもいまいぢ釈然としない。それは、何かその委託事業をめぐって随分と綱引きをやっているのかなみたいな印象を私は持ったんだけど、私もこの問題は一般質問でも取り上げて、答弁にもあったけれども、その二者でいろいろな話もしてきたり、さまざま

な話もして、一番いいところに委託をするようになったというんだけれども、これはまだ契約はしていないんだと思うんだけれども、ということは、もう決まってしまったんだから仕方ないんだみたいな答弁にも受け取られるわけですよ。だって、この議会で議決しなければですよ、委託契約だって、あるいは予算だって執行していけないと私は思うんだけれども、これは私の考え方は間違っているのでしょうか。まずその点からちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

地域活動センターの委託の関係でございますけれども、今まで法人の方から委託の希望がありまして、るる検討してきましたけれども、これはあくまでも委託の決定と今まで説明しておりますけれども、あくまでも委託予定先の決定ということで、まだ決定、予算が当然議決されておられませんし、決定もしておりませんし、当然契約もまだいたしておりません。これは、実際契約するということになると、議決後、また4月1日新年度からということになるかと思えます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そこで、本当にそういう対象者が何人ぐらいいるのかということだとか、対象者ともよくこういう支援事業になっていくんだというようなことが明らかでなくて、何か委託先をめぐる綱引きみたいなことになっているけれども、やはり市としても相当慎重に論議もしたりしてきたんだと思うんです。ただ、同時に、議会の中でもいろいろな議論になっていて、まだそれは決まっていません、検討するんですと、よく話し合いするんですというふうにして出てきたのが、この3月のこの予算書の中で予算委員会ですよ。そうであれば、経過も含めて、私は、議会でこれだけこれまでも議論にずっとなってきたわけだから、そういう中間報告も含めて何かの機会で作っておく、そういうシステムにしておかないと、何かその検討しますよと、こことここと検討するんですと、丁寧にいろいろな人の意見も聞くんですというふうに言っていながら、さももう決まったようなことになっていく。こういうことはやはり不審を招くことになるのではないかと思うんですよ。

そこで、私はその再度整理をしていただいて、実際にどういうふうに進んできて、どういう議論がなされてきて、なぜそこに予定としてそういうふうになっていったんだと。それが土別の支援事業として一番やはりベターなんだという判断を皆さんされたと思うんですよ。だから、そういうことが私どもにももう少しわかるように、何か胸のつかえを残したままこの委員会が終わるのではなくて、そういう点について納得のいく答弁をこの際求めておきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

総括質疑での答弁と重なる部分もでございますけれども、地域活動支援センターの委託にかか

わって経過を申し上げますと、平成18年度当初に道北センター福祉会から委託の希望がありまして、また、その後平成18年5月に土別愛成会から委託の要望がございました。この間、法人とは事業の内容等について何回か話し合いの場を持ち、協議をいたしていたところでありまして、また、精神障害者の家族会、ぬくもり会の意見も聞いていたところではありますが、その後昨年の年末、12月27日に土別福祉会からも受託の要望がございました。その後、今年に入りまして3カ所の法人から事業契約書の提出をいただき、その事業内容、さらには職員の配置などについて検討を行うとともに、身体・知的・精神障害者の3団体からも御意見を伺ったところでもあります。

そこで、委託に当たっての検討内容を詳しく申し上げますと、まず場所につきましては、土別愛成会は、現在作業所を運営しておりますふれあいセンターで実施したいとのことでありました。御承知のように、ふれあいセンターでは精神障害者と知的障害者の小規模通所授産施設を運営しておりまして、地域活動支援センターの場所を十分確保できない状況にあり、2階を改修するとなりますと多額の改修費がかかるということになります。

また、精神障害者の家族会のお話をお聞きしますと、作業をしている場所に、作業ができない精神障害者の方が通所することはできないとのお話もありました。一方、しべつ福祉会については、大通東1丁目の上西米店跡ということですが、この場所については大通りに面しており、精神障害者の方などが出入りするには少し目立つ場所でもありますし、市立病院を受診後この場所に通うとなると少し遠くなるということもございます。道北センター福祉会については、2年間市単独事業でやってきた場所ということで、これは東7条5丁目の民家ですけれども、市立病院から比較的近距离にあり、精神科を受診後、通所しやすい場所であることや、作業所で働く障害者の方も通ってきておりますが、ふれあいセンターからも近く、余り目立たない場所にあることから3カ所の中では適地と判断いたしました。

次に、地域活動支援センターの職員配置につきましては、常勤1名、非常勤1名という基準があります。土別愛成会については、現在かたくりとぬくもりの2つの作業所を運営しておりますが、精神保健福祉士や社会福祉士などの資格を持った方は配置されていない状況にありますことから、特に精神障害者の相談業務については難しい状況にあると判断いたしました。

一方、しべつ福祉会につきましては、施設長が精神保健福祉士の資格を取得しておりますが、つくも園は知的障害者の更生施設として60名の入所施設のほかグループホームやケアホーム、通所分場であります喫茶ランチボックスや食事処結など幅広く事業を展開しておりまして、全体の総合施設長という立場から地域活動支援センターに常駐しての対応は困難と判断いたしましたところでもあります。

道北センター福祉会につきましては、精神障害者社会福祉施設であります寮と授産所を運営しておりまして、精神保健福祉士の資格を持った方が複数あることから、委託を受けた場合は、有資格者を配置することが可能であること、さらには2年間単独事業でやってきた地域生活支援事業の指導員を引き続き派遣していただけることから、精神障害者への対応が十分できると

判断いたしました。

このほか、1つとしまして、17年度から市の単独事業で実施いたしました生活支援事業については、道北センター福祉会に委託をしております、スムーズに移行できること。2つ目として、2年間の事業を実施してきた中で、今まで携わってきた指導員にもなれ、現在約50名が登録され、1日に8名から10名の通所者があり、この中には知的障害者と身体障害者も通所されております。この方たちが、委託先が変わり、指導員が変わることによる環境の変化に伴い利用者が不安となることが懸念され、自宅に閉じこもることは避けたいこと。3つ目として、精神障害者の家族会も現在地での開設を望んでいること。4つ目として、身体・知的・精神障害者の3団体の方々からの意見も現施設でよいのではないかとこの意見もございました。

以上のようなことで総合的に判断し、道北センター福祉会に委託予定の決定をいたしたところであります。なお、市単独事業で実施しております地域生活支援事業の開所日につきましては、毎週月曜日、水曜日、金曜日の3日間で、開所時間につきましては、午前10時から午後4時までであります。地域活動支援センターに移行になりますと開所日につきましては、月曜日から金曜日までの週5日間、開所時間につきましては、午前10時から午後5時までを予定しております。電話による相談事業につきましては24時間対応していただけることになってございます。

委託予定の可否につきましては、しべつ福祉会つくも園及び愛成会に対しまして、委託先予定決定について経過等の説明をし、委託に至らなかったことへの理解をしていただいたところであります。愛成会につきましては、2月末の理事会において施設長より委託とならなかった旨の経過を説明し意見等を求めたところ、特に意見はなかったとの報告も受けておりますし、その後、現状では委託を受けて実施する状況にはないと考える。今は、法人として体制を強化して自立支援法に基づく新体系への取り組みが先決という意向も伺っております。

今回、道北センター福祉会に委託予定を決定いたしました。私どもが一番心配したのは、精神障害者の対応であります。地域活動支援センターは、身体・知的・精神の3障害が対象であります。名寄市ほか4町村で設置している支援センターの利用状況をお聞きしますと、利用している人の多くは精神障害者ということでありまして、市立病院の精神科に固定医がいない状況の中で、精神障害者に対する支援としては精神保健福祉士の派遣は、私どもに大いに切望するものであります。

なお、先般、牧野委員にもお答えしておりますが、地域活動支援センターについては、市が事業の実施主体でありますので事業実績等のチェックが必要と考えておりますことから、定期的に報告をいただくとともに、意見交換の場として、障害者団体で構成するふれあいネットワークに構成メンバーとして参加をいただき、各関係団体との意見交換や情報の提供などを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（齊藤 昇君） 現在使われているところは狭いとか、個人のもともとは住宅ですからバリアフリーができていないとかいろいろな問題が一面ではあって、精神障害の方たちはそこはもうなれているし、また今答弁もあったけれども、一番そこは重視しなければならないところだと思うんですよ。病気ですから。授産施設というか、ふれあいセンターなんかに通ってきて仕事できる障害を持っている人たちというのは、まだ軽い方ですよ。そこらにもなかなかやはり行けない、そういう障害を持っている病気なんですよ。だけれども、そういうふうにして支援をしていくということは大事だろうと。

だけれども、そういうことを、ただその例えば身障の人なんているけれども、これはもう私らなんかよりもずっとしっかりして、ちょっと障害を持っているけれども、神経的にはそんなに、非常にしっかりしたりしているというところありますから、相談に行くよりこっちが相談に行くような人たちだっているわけですよ。だけれども、そういうせっかくの支援事業で、今答弁あったように市が設置主体ですから、やはり設置して本当によかったと言われるようなものとして、私は初めから進めていく必要があると思うんですよ。1年やってみてダメだったらかわればいいんだみたいな、そういうことではなくて、やはり本当に設置者としてよりよい支援センターになるように努力をしていき、市民の合意をつくり上げていくそのための努力もより一層していただきたいし、そのためにこの予算委員会でのそういういろいろな議論があったんだというふうに、そしてまた皆さん方もこれまでの説明不足も一定あったんじゃないかということも指摘しておいたんだけれども、この点も含めてよりよい支援センターになるように、決意をこの委員会の場でもあったことを踏まえて、肝に銘じて活動していただきたいと思うんだけれども、この点最後に答弁を求めておきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） ただいま地域活動センターの委託先の経過についてお答えをさせていただきます。私ども、事業計画、企画検討する時点では、今話をしましたように道北福祉会にやはり優位性があるなというふうな条件を考えたときに、そう判断をしていたわけでありまして、やはり愛成会、さらにはつくも福祉会が地元法人としてあると。これは地元福祉法人を育成するという意味からも、法人関係者や障害者団体の関係者から熱心な推薦をいただくことも多々今まであったわけでありまして。

そうした中で、市といたしましても拙速に委託予定先の明言を避ける中で、それぞれの法人関係者、さらに障害者団体関係者が話し合いをしていただいて、双方で理解いただく中で、発声主義といえますか、どの法人が委託先に一番適当であろうかということが、異口同音にそういう意見が出てくることを願って、一定の時間を費やしてきたところであります。

今委員さんのお話ありましたように、3障害者のうちに精神障害者にあってはぬくもり会、それから知的障害者にあっては手をつなぐ育成会という家族会がございまして、これはもう全国組織として活動されているわけでありまして、身体の障害者にはこういう家族会的なものはございまして、今意見にありましたように、障害の程度によりましてけれども身体に障害をお



持ちの方の大方の人にとっては自立して生活を営んでおられ、また社会参加も容易にできるということもあるわけであります。

支援センターが4月からスタートするに当たって、今お話ししましたように、このぬくもり会や手をつなぐ育成会の方々と、各法人にとってはよくお話をしていただきたいということも私どももお願いしていたところであります。

今お話ありましたように、4月の年度初めにスタートするということになりますと、ちょうど季節の変わり目でありまして、精神障害者にとってはやはり一番情緒不安定な時期にあるわけでありまして、こういうこともあって、私どもとしては、今まで2年間市が単独で支援活動をやってきたわけですが、こういうものがそれらの成果がスムーズに引き継がれるよう、私ども願っていたところでございます。

そこで、地元には土別愛成会ということがありますが、これは市民の手づくりでつくった福祉法人であります。毎年1回、道の指導監査も受けておりまして、私ども市もそういう監査に立ち会っているわけですが、そうした中において、やはり上川支庁からも法人の組織の運営のあり方等々についても、やはり心づかいをいただいているところでございます。

また、昨年11月22日には土別地域ぬくもり会が40周年を迎えたということで、その記念の感謝の集いが開催されております。そのときには、名寄保健所からも所長さん初め7名の方がその感謝の集いに参加をいただきまして、この障害者自立支援法に基づくこの地域活動支援センターがどのような立ち上げになっていくのかということも、大変御配慮をいただいたところでございます。

今後、この地元福祉法人、それから障害者団体の育成支援には、今後私どもも努めていかなければならないものと考えておりますし、関係法人並びに障害者団体と一堂に会しての協議というのは、ちょっと私どもも開催をしていなかったということも、今反省をいたしているところでありますけれども、今後、委託予定者と新年度において契約をした際には、速やかにこれら法人と障害者団体で協議が速やかにされるよう、私どもも鋭意努力をしまいたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（遠山昭二君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑はないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） ないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。

小池委員。

委員(小池浩美君) 教育費の教職員住宅整備事業費についてお聞きしたいと思います。

それで、今年度小学校あるいは中学校、それぞれこの整備事業を行うということで予算が立てられておりますが、これはどこの学校で、その修理、修繕、整備の内容はどのようなものを、まず初めにお聞かせください。本年度の予算の内容です。

委員長(遠山昭二君) 辻教育部次長。

教育部次長(辻 正信君) お答え申し上げます。

まず教職員住宅整備費の中身でございますが、小学校費で総額329万5,000円。主にここでは住宅用の火災報知機の設置、教職員住宅の屋根の塗装、小破修理、さらに空き住宅の排雪業務委託、浄化槽の保守点検等々がございます。同じく中学校費では230万4,000円で、今以下のような内容となっております。

委員長(遠山昭二君) 小池委員。

委員(小池浩美君) この住宅の修繕の方に回るとこの事業費が、最近毎年のように歳出されていると思うんですが、まずお聞きしたいのは、この学校教職員住宅は満度に使われているのか、人が住んでいるのかどうかということなんですよね。夏になると教員住宅の周りは草ぼうぼうであったり、冬は雪に埋まっていたりというのが結構目につくんですが、それでも草は生い茂っているけれども、車のわだちの跡はあったりして、ああ住んでいるんだなと思ったりもするようなのが結構あるんですが、その教職員住宅の使用実態というんですが、そういうものをちょっと教えていただきたいんですが、今市内のすべての学校であいている教職員住宅を持っている学校というのはどれほどあるのか、その数ですね。全戸の数と、それとあいている住宅を持つ学校の数。それから、それはどこの学校、住宅なのかということと、あとそれから1つの学校にも5つも6つも教職員住宅、戸数でいえばあると思うので、何戸中あいているのは何戸

なのかということと、それから学校全体のその戸数を100としたら何%ぐらい空き住宅になっているのかというようなことも教えていただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） それでは、小・中学校17校の教職員の住宅保有数と空き住宅についてお答えをいたしたいと思います。

まず、小学校なんですが、土別小学校の住宅保有数11戸に対しまして、空き住宅が2戸でございます。以下、南小学校12に対して1、西小学校12に対して1、中士別小学校4に対してゼロ、下土別小学校5に対して1、武徳小学校4に対してゼロ、上土別小学校8に対して3、多寄小学校7に対してゼロ、中多寄小学校6に対して2、温根別小学校5に対してゼロ、糸魚小学校7に対してゼロ、小学校の合計81戸保有しておりまして、空き住宅が10戸、12%となっております。

次、中学校でございますが、土別中学校15に対して8、南中学校13に対して1、上土別中学校7に対して2、多寄中学校5に対してゼロ、温根別中学校6に対して1、朝日中学校6に対してゼロ、中学校だけで申し上げますと52戸に対しまして空き住宅が12で23%、全体で申し上げますと住宅保有数133に対しまして空き住宅が22で17%となっております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 大概の学校は、1つや2つはあいている職員住宅があるということですが、これは使っていないというのはどういう理由なんでしょうか。先生の数がそんなにいないというわけでもないと思うんですけれどもね。まず主な理由ですね、それを知りたいことと、学校住宅料というのは一体幾らなのでしょうか、月額幾らぐらい払うものなんでしょうか、そのことも教えてください。

委員長（遠山昭二君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

まず最初に、空き住宅として使用されていない理由についてのお尋ねでございますけれども、1つは、その年その年で入居状況が変わりますが、教職員の家族構成ですとか、家庭の事情で市外から通勤するケースがございますし、また期限付きの先生など年度途中での出入りもあるわけでございます。また、空き住宅は、今いずれも主に昭和40年代に建てられた住宅ございまして、中には30年代の住宅もございます。そういったことで老朽化が進んでおりまして、特に若い教職員には敬遠されがちであることは事実でございます。

このようなことから、市内の町の中の住宅事情もよいことも手伝いまして、市内のアパート・マンションに住むケースが多くなってきておりまして、こうしたさまざまな理由で空き住宅が生まれているというふうに私どもとらえております。

それから、住宅料の関係でございますが、実は22段階に分かれておりまして、一つは、住宅料の基準でございますけれども、建築年度、住宅の面積、それから水洗化の有無、それから給

湯器、シャワーが設備されているかによりまして、最低月額4,000円から最高で1万6,900円ということで22段階に分かれているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に古いものが多いということで、そういうところには若い人たちは入りたがらないということでの空き住宅ということなんですかね。それで、この修繕費やなんか毎年毎年出ていくんですけれども、結局今年はだれも住みたがらなくて入らなかったけれども、次の年になったら入りたいという人が出てきたということでの、急遽、じゃシャワーもつけましょう、何もしましょうというふうにして直すという、そういうことを繰り返していると考えてよしいんですか。

委員長（遠山昭二君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） 空き住宅につきましては、年度途中で先ほど申し上げましたように期限付きの先生が入居する場合もございまして、全部の住宅は無理なのですが、入居が見込まれる住宅については、あいている間に毎年少しずつですが畳とか、塗装など修繕に手を加えてきているところがございます。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、こういうように古くなった住宅、ほとんど敬遠されてしまって人が入りたがらないようなそういう住宅、それからもう既に廃校になってしまった学校のそばにまだ教職員住宅は残っているというところも結構あるように思うんですけれども、そういったようなもう廃屋になったような感じの教職員住宅、そういうものをどのように、もう今後、そうやってほおっておくのかどうなのか、どうかしようとしているのか、その対応策はどのように考えているのか教えてください。

委員長（遠山昭二君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 学校の統廃合などで利用がなくなったような教員住宅、そういったものについては、基本的に普通財産として財政の方で管理をいたしております。

それで、今普通財産で管理していますが、町中3校含めまして多寄、中士別、白山、北温、川南、西士別、そういったようなところで15戸あります。そのうち10戸を貸し付けているわけですが、民間の方の居住用にとして使ったり、あと日向の神代神楽の保存会、それとか厚生企業組合さんとかそういった団体の方にも貸し付けたり、あと一部中国から来ている農業研修生の方に期間限定で貸したり、あと新規就農者の方、そういった方に貸したり、あと一部自治会館として貸したりしております。朝日地区の方でも6戸教員住宅から普通財産に変わっているものがありますが、そのうちの3戸は民間の方に貸していると、そういう状況にあります。

それで、今のうち今使えるうちは当然そうやって利用していただいた方が管理上も非常に便利なわけなんですけれども、だんだん廃屋のようになっていって古くなっていくと環境上もよくありませんので、それらについては利用がなくなって非常に古くなっているというものにつ

いては、様子を見ながら計画的に解体をしていくしかないのかなというふうに考えております。

教員住宅の方も、恐らくまだ普通財産に引き継がれていないものでも、だんだんその利用が少なくなっていくと、古いものについては計画的に耐力度の問題なんかありますので、それはやはり解体とかそういったものはしていかなければならない、そういうふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、この普通財産に変わったこの使われていない教職員住宅、まだ何戸かあいていますよね。そういうようなもの、そしてこれからも発生するであろうものは、市民が使いたいといったら積極的に開放とか使わせてくれるというものなんですね。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 積極的にといいますか、中には、入るとなると個人の方に水道や何かも一部直してもらい、基本的な部分は市の方で直すんですけども、かなり大丈夫かなというところもありますけれども、そういったもの民間の方、結局かなり安いものですからとか、温根別や何かの方だったらそこが便利ということで借りている方がいますので、それはお話によって借りていただくというのは全然構わないと思います。

委員長（遠山昭二君） ここで午後3時30分まで休憩いたします。

（午後 3時15分休憩）

（午後 3時30分再開）

委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行いたします。

そのほか教育費について御質疑ございませんか。

斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 体育施設の管理業務の委託事業について若干伺いたいと思います。

土別の体育協会に対して委託している中で、つくもカーリング場、あるいは天塩川サッカー場、そしてこの2つは委託先はシルバー人材センターにも天塩川サッカー場とつくもカーリング場がダブって委託されているんだけれども、この分担内容と委託金額の内訳はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思うんです。19年度の予算説明資料の32ページです。

委員長（遠山昭二君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） 体育協会への委託の関係でありますけれども、つくもスケートカーリング場、それから今言われましたサッカー場も全部含めまして、そのほかに陸上競技場、不動テニスコート、不動……

（「それは後だべよ、それ言われちゃったら質問なくなっちゃう」の声あり）

スポーツ課長（富田 強君） 失礼いたしました。シルバー人材センターに委託している分であ

りますけれども、この分については主に草刈り業務を主に委託しているところであります。  
以上です。

(「だから、2つの財源振り分けも教えてと言ったでしょう」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 杉沢スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹(杉沢悦男君) 体育協会とシルバー人材センターでカーリング場並びにサッカー場の部分委託ということでございます。まず、カーリング場につきましては、夏場はシルバーに草刈り等をお願いしてございます。それから、冬場につきましては、カーリング・スケート場あわせて、これは体育協会の方をお願いしています。それから、サッカー場につきましては、全面的管理ですね、草刈りだとか、肥料まきだとか、目土、それら等委託をしています。シルバーにつきましては、周りの清掃等をお願いしています。

以上です。

委員長(遠山昭二君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) だから、その財源の、体育協会には幾らで、シルバー人材センターには幾らなのかということと、夏は草刈りというふうにおっしゃったけれども、こういう振り分けをわざわざして委託をしなければならないという理由は何なんですか。

委員長(遠山昭二君) 杉沢主幹。

スポーツ課主幹(杉沢悦男君) 委託料でございますけれども、現在ちょっと資料を持ってきておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

委員長(遠山昭二君) 富田課長。

スポーツ課長(富田 強君) 委託の関係で、今2つに分かれて実施をしているわけでありませうけれども、簡易な草刈りについてはシルバー、それから全面的なその他を含めて管理、監視などを含めましてそういう部分については体育協会というような分け方を実施いたしております。

委員長(遠山昭二君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それはそういう言いわけでしょう。ほかだって何も簡易な事業とですよ、周辺の草刈り、シルバーに研修センターだって任せているなら任せたっていいということですから、それは皆さん方事務的なことから考えたって、やはりそういうことというのは一本化すべきだと思うんです。その点は今後検討してください。

そこで、体育協会に委託している事業は相当あると思うんだけど、18年度の委託費、それから19年度増えたと思うんだけど、どの点が増えたのかということ。体育協会に対する委託がこの体育館の運営管理を含めて増えたと思うんだけど、この点は19年度はどの程度増えたことになるんでしょう。

委員長(遠山昭二君) 斉藤スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹(斉藤英俊君) お答えいたします。

体育協会への委託につきましては、18年度の委託料が3,583万1,000円でございます。19年度の委託料につきましては、4,513万8,000円の予算でございます。それで、19年度の委託料の増

加の930万5,000円につきましては、総合体育館の土別市体育協会への一般管理費や清掃業務、窓口業務を一括委託することが大きな要因になっているものでございます。

19年度の総合体育館の委託の部分につきましては、総体的には1,245万1,000円でありますけれども、その中身につきましては、一般管理費が377万6,000円、窓口の管理業務が445万1,000円、清掃業務につきましては393万8,000円、諸経費28万6,000円の計1,245万1,000円でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 清掃でありますとか、受付だとかというやつが新たに体育協会に委託をするというふうになったんだけれども、今その内訳ではシルバーだとか、これは受付なんかもそうだし、それから清掃、これらはそうするとシルバーには委託したけれども、18年度まで委託をしていたところ、そここのところを引き続き使えというふうにして再委託を、体育協会は委託受けるわけだね。そうすると、今度再委託をまたしなさいと、シルバーに。それだけの委託料を出しているというのであれば、体育協会の自主性というのは何も無いことになるんじゃないんですか、その点はいかがなんでしょうか。何か丸投げみたいなものでしょう、それだったら。

委員長（遠山昭二君） 加納総合体育館主幹。

総合体育館主幹（加納 修君） 私の方から体育協会への委託についてお答えを申し上げます。

総合体育館の体育協会への委託は平成18年度から始まりまして、本年は夜間・休日の窓口、4月分のボイラーの管理業務、その他一般的な管理業務をほぼ全面的に委託をいたすものであります。中身といたしましては、専任の主幹、私ですけれども、異動としまして常勤はいたしません。館長と担当職員の1名が兼務発令で体育館員として残しまして、使用許可ですとか、使用料納入、水道光熱費などを支払いまして、市職員がその部分は担当いたすということになります。それから、4月から体育協会が新たに専任職員を採用する予定でして、その人間については体育館業務と総合型スポーツクラブを中心に担当いたします。

委員御質問の清掃・窓口業務でございますけれども、体育協会の方が新規職員の採用ですとかなかなか体制が整っていないということで、当面地元の業者を使いたいということで事前にお伺いしております。ただ、窓口業務につきましては、9月から状況を見まして、10月から職員の配置の見直しですとか、体育協会の直接の職員の雇用等々も考えていきたいということ承っております。来年度以降、新たな体制を検討していくということであろうかなというふうに思います。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 例えばですよ、そのシルバーに440万で委託をするんですと、清掃も390万ですと。もう全部それは委託した先に行くお金であって、体協に手数料も何も入らんとということなんですかということを知っているんです。

委員長（遠山昭二君） 加納主幹。

総合体育館主幹（加納 修君） 先ほど斉藤主幹が説明をいたしましたけれども、諸経費のところで28万6,000円ということを見ておりまして、この部分はシルバー、清掃と窓口の委託、再委託分の手数料という形であります。基本的に1%の手数料を見ておりまして、8万数千円になりますけれども、そのほかの部分は体育協会の方が簡易課税制度というものをとっておりまして、その部分の負担部分も行政が見るということになっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、今答弁なさった加納主幹は、今まで体育館にずっといたんだけれども、体育館を引き上げて本庁に来るんだと思うんだけれども、それだけスポーツ課の事業が多くなったということなんですか。その点は、スポーツ課からこちらに来て何をなさるんですか。

委員長（遠山昭二君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） この関係については、私の方からお答えを申し上げたいと、こう思います。

加納主幹が本庁にというお話でございますけれども、あくまでも私どもとしては、体制については、今スポーツ課には2名の主幹があるわけでございますけれども、4月1日以降についても2名の体制でいくということの中で、現状の体制でいきますと。ただし、当然、体育館から職員を配置がえするわけでございますので、その部分については当然私どもとしては、スポーツの振興を含めて体育協会とも今後それぞれの中で指導体制、支援体制を十分とりながらやっていきたいという考え方に立ってございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 今までは体育館にいて、体協の事務局と一緒にいろいろなことやっていたけれども、今度本庁に帰ってきて同じ体制だと、事業も増えないんですというんだら、何だか本末転倒でないのか、そんなことやるというのは。どういうことなんですか、それは。

委員長（遠山昭二君） 佐々木部長。

教育部長（佐々木文和君） お答えを申し上げますけれども、加納主幹がそのまま帰ってくるといことになりましたら、主幹というのは3名ということになりますけれども、4月1日からは2名という体制で行いますので、1名は減になるという形で行いたいと思っているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、今体育協会に、委託料でありますとか、人員強化の補助金でありますとか、総額出している金額とは19年度予算でどのくらいなのかということと、それから体育協会が自主的な財源、その補助金や委託料を除いた市の公的な支援、委託料やなんかもそう



だけれども、これらを除いて体協自身の力でやっている、予算化されているのは、全体でどのぐらいのお金になっているんでしょう。

委員長（遠山昭二君） 斉藤主幹。

スポーツ課主幹（斉藤英俊君） お答えいたします。

体協に支出しています平成19年度の補助金でございますけれども、事務局体制強化事業補助金といたしまして、人件費ですけれども19年度は1,342万2,000円です。それと、体育協会に運営補助金として135万円、合わせて補助金で1,477万2,000円でございます。あと体育協会の委託料でございますけれども、社会体育施設維持管理委託料といたしまして3,127万2,000円、スポーツ合宿招致推進事業委託料としまして51万5,000円、ピヒカラ事業歩くスキー大会の大会運営委託料90万円、それと先ほどの総合体育館管理業務委託料1,245万1,000円、委託料合わせまして4,513万8,000円、総体で5,991万円の予算となっております。

それと、体協独自の予算ということかと思えますけれども、財団法人土別市体育協会の予算であります。平成18年度予算で申し上げますと一般会計は5,365万円でございます。そのうち、市からの補助金・委託料は4,930万4,000円で、総予算額の91.8%でございます。残りの8.2%につきましては、その他の収入といたしまして、基本財産利息収入49万4,000円、事業会券等収入122万3,000円、加盟団体負担金収入72万6,000円、寄附金収入40万円、繰越金収入124万円などでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、体育協会に、まだ指定管理者制度も何も取り入れていないわけだけれども、今後体育協会にそういう指定管理者制度が取り入れられるとすれば、このほかにどんなものが委託をされて体育協会が仕事をしていかれることになるんでしょう。

委員長（遠山昭二君） 富田課長。

スポーツ課長（富田 強君） 指定管理者の関係でございますけれども、一応今年度から全面的に職員を引き上げて委託を行うということで、とりあえず体育館については全面的な委託になるわけでありまして、まずこれで一応運営上の問題点などが状況などを把握したいというふうに考えております。

また、今度、指定管理者にする場合には体育館以外にも多くの施設がありますので、果たしてどの施設までが指定管理者ということになじめるのかどうかということ、例えば中の技術的な資格の関係、あるいは資格がなくても専門的な知識の関係というようなこともありますんで、その受け皿としての条件整備がされているかどうかというようなことも十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 杉沢主幹。

スポーツ課主幹（杉沢悦男君） 先ほどのサッカー場並びにカーリング場の金額でございます。

体育協会に支払う委託料でございますけれども、人件費につきましては……、

(「カーリング場と分けているやつだ」の声あり)

スポーツ課主幹(杉沢悦男君) 分けていないんです。総体でございますけれども、体育協会に支払っている総体の施設費、グリーンスポーツだとかその他の施設含めまして2,102万8,000円でございます。シルバーの委託料でございますけれども、管理費といたしまして90万1,000円でございます。体協の……

委員長(遠山昭二君) 富田課長。

スポーツ課長(富田 強君) 先ほど申し上げたのは、体育協会の関係は先ほども申し上げた総額で出ておりますし、今シルバー人材センターの係る分につきましては277万2,000円ということで、これにつきましては天塩川パーク場草刈りだとか、あるいは南郷プールの草刈り、そういうものを含めた数字でございますので御理解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

委員長(遠山昭二君) いいですか。

(発言する者なし)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

第1款市税から第21款市債についてまでの一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、第2条から第4条までの債務負担行為、地方債及び一時借入金について審査願います。御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、一般会計、予算全般について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。議案第3号について原案のとおり決することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 平成19年度士別市診療施設特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成19年度士別市老人保健特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認め、よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計予算の審査に入ります。  
歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 平成19年度士別市水道事業会計予算の審査に入ります。  
歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 平成19年度市立士別総合病院事業会計予算の審査に入ります。  
歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で付託案件の審議を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。以上で本委員会を終わることにいたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

（午後 4時02分閉議）

委員長（遠山昭二君）（登壇） 平成19年度予算審査特別委員会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

2月28日に開会の本会議において付託されました平成19年度一般会計予算を初め特別会計予算10案件及び企業会計予算2案件並びに予算に関する条例の一部改正4案件、計17案件について審査いたしました。この審査に際しましては、総括質問に9名の委員を初めとし、款別審査においても多くの委員の方々から市政執行方針並びに教育行政執行方針における基本姿勢についてさまざまな角度から分析をされ、質問に対して市長を初め関係部局の皆さんに真剣な議論が交わされましたところ、活発な委員会運営となり、おかげをもちまして無事終了することに対し心から感謝するとともに、お礼を申し上げる次第です。

しかしながら、引き続き厳しい財政状況の中であって、今後の市政発展に向けて課題は数多く存在しているところでもあることから、田苅子市長を先頭に行政機関並びに各執行機関の皆様には本特別委員会の審議経過を十分に踏まえていただき、市政執行に御留意くださるよう強く望むところであります。

また、報道関係の皆さんにはこの3日間の審議経過について、市民の皆様への的確な情報提供に対しまして心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。（拍手）（降壇）